

「協会の従業員に関する規則」及び「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」等の一部改正について（案）

平成 29 年 5 月 17 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、平成 28 年 7 月 19 日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」を公表し、その中の提案事項のうち、「地場出し・地場受け規制の見直し」については、「『自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ』において見直しを検討する。」としていたところである。

地場出し・地場受け規制は、昭和 30 年代に、顧客の取引に伴う金銭又は有価証券の授受について役職員を介して店舗外で行うことも多かったところ、役職員による横領を防止することを主たる目的として整備したものである。¹

その後、諸制度の改正等の環境変化を踏まえ、規制の例外とする取引を定める等の改正²を行い、現在では、役職員の不公正取引（例えば、投機的売買やインサイダー取引）の防止も目的に加え、所属協会の書面の承諾を受けずに他の協会へ注文を出すことを原則として禁止し、役職員の売買を自社で管理することを求めている。

これらを踏まえ、同ワーキング・グループにおいて、本提案事項について検討を行った結果、現在の協会の業容や注文方法の多様化、手数料の自由化等に照らすと、役職員の自己投資について、他の協会への発注（地場出し）が例外的なものと考え難いことから、また、最近の事例を見ても、大半は本規制に対しての手續漏れ等の違反であり、本規制により不正行為の摘発や防止につながっていると思われる効果はその手續の負荷に比して乏しいため、投機的売買の防止やインサイダー取引防止について、本規制ではなく、他の規則等³で対応済みであることから、地場出し・地場受け規制を廃止したとしても規制の後退にはならないとの結論に至った。

これらを踏まえ、今般、「協会の従業員に関する規則」、「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」及び「協会の外務員

-
- 1 その背景として、多くの協会において役職員が自社でも取引することが可能な有価証券の売買について、敢えて他の協会に発注することは非合理であることが前提としてあったものとする。
 - 2 平成 10 年 12 月には証券投資信託及び外国証券投資信託の受益証券の取引について、平成 15 年 4 月には国債の取引について、平成 19 年 9 月には政府保証債、地方債、外国国債等の取引について、地場出し・地場受け規制の対象外とする改正を行い、現在では、特定有価証券等の取引のみが対象となっている。
 - 3 「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」及び「協会における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」において、当該行為の禁止に係る社内規則の制定が定められていること、「協会の従業員に関する規則」において信用取引及びデリバティブ取引が禁止されていることにより、従業員の自己投資に関する管理態勢が構築されていることなど。

の資格、登録等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

- (1) 従業員が他の協会において行う特定有価証券等の売買等について、自社で社内規程を定め、適切に管理する旨を「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」において明確化することから、地場出し・地場受け規制を廃止する。(第7条第1項、第7条第3項第4号)
- (2) 従業員は自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引等又は特定店頭デリバティブ取引等を行うことが禁止されており、従業員がこれらの取引を行うことのないよう各協会において社内規程を定める等の対応が行われていることから、協会が当該取引を受注することを禁止する旨の規定を廃止する。(第7条第2項)
- (3) その他所要の整備を図る。

2. 「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」の一部改正について

- (1) 社内規則に定める必要がある事項の改正
 - ① 地場出し規制を受けて設けられた口座開設手続に関する事項を廃止し、売買等の手続に関する事項に統合する。(第4条第2号、第3号)
 - ② 売買等の手続に関する事項には、従業員における他の協会への発注に関する事項が含まれる旨を明確化する。(第4条第3号)
- (2) その他所要の整備を図る。

3. 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

- (1) 所要の整備を図る。

III. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 29 年 5 月 17 日(水)から平成 29 年 6 月 16 日(金)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会自主規制企画部 宛

電子メールの場合：public20170517.jk@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「地場出し・地場受け規制の廃止に係る『協会員の従業員に関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問合せ先 自主規制企画部 （TEL 03-3667-8470）

以 上

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について（案）

平成 29 年 5 月 17 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～5 （ 現行どおり ） 6 従業員 次に掲げる者をいう。 イ 会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。）に勤務する者 ロ～ニ （ 現行どおり ）</p> <p>（ 削 る ）</p>	<p>（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～5 （ 省 略 ） 6 従業員 次に掲げる者をいう。 イ 会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。）に勤務する者 ロ～ニ （ 省 略 ）</p> <p>（禁止行為） 第 7 条 <u>協会員（金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 16 号に規定する電子取引基盤運營業務のみ行う特定業務会員を除く。以下、この項において同じ。）は、いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会の従業員から、当該従業員が当該他の協会の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、当該従業員若しくは当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等（他の協会員が特定業務会員である場合は、当該特定業務会員の特定業務に、他の協会員が特別会員である場合は当該特別会員の登録金融機関業務に係る取引に限る。以下同じ。）の注文を受けてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</u> 1 <u>当該他の協会の書面による承諾を受けた場合</u> 2 <u>当該従業員に係る取引が金商法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合</u> 3 <u>当該従業員に係る取引が「株式投資型クラウドファンディング業務に関する</u></p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(禁 止 行 為) 第 7 条 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用さ</p>	<p><u>る規則」第2条第2号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務に係る株券又は新株予約権証券の取引である場合</u></p> <p><u>4 当該従業員（特別会員の従業員に限る。）に係る取引が金商法第33条第2項第3号及び第4号に規定する有価証券の取引である場合</u></p> <p>2 <u>協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、自己の従業員から、又は他の協会員の従業員から当該従業員が当該他の協会員の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、信用取引、有価証券関連デリバティブ取引等又は特定店頭デリバティブ取引等の注文を受けてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>1 自己の従業員が行う取引が、報酬の一部として当該協会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション（所属協会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。）について、次に定める期間において、その保有に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるために行う金商法第2条第21項第3号に掲げる取引、同条第22項第3号に掲げる取引及び同条第23項に掲げる取引のうち第21項第3号と類似の取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして当該協会員が承諾を行った場合</u></p> <p><u>イ 株式 給付されることが決定された日から実際に給付される日まで</u></p> <p><u>ロ スtock・オプション 給付されることが決定された日から権利行使が可能となる日まで</u></p> <p><u>2 当該他の協会員から、当該他の協会員の従業員の取引が前号に掲げる取引であることについて、書面による承諾を受けた場合</u></p> <p>3 (同 左)</p>

改 正 案	現 行
<p>れているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～3 (現行どおり) (削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p><u>4</u>～<u>19</u> (現行どおり)</p> <p><u>20</u> 登録金融機関金融商品仲介行為(金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)をいう。以下同じ。)に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した登録金融機関金融商品仲介行為を行うこと。</p> <p><u>21</u>～<u>27</u> (現行どおり)</p>	<p>1～3 (省 略)</p> <p><u>4</u> <u>いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会員の書面による承諾を受けず、他の協会員に当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>イ</u> <u>当該従業員に係る取引が金商法第163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合</u></p> <p><u>ロ</u> <u>当該従業員に係る取引が「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第2条第2号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務に係る株券又は新株予約権証券の取引である場合</u></p> <p><u>ハ</u> <u>当該従業員(特別会員の従業員に限る。)に係る取引が金商法第33条第2項第3号又は第4号に規定する有価証券の取引である場合</u></p> <p><u>ニ</u> <u>当該従業員が金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第16号に規定する電子取引基盤運營業務のみ行う特定業務会員の従業員である場合</u></p> <p><u>5</u> 削除</p> <p><u>6</u>～<u>21</u> (省 略)</p> <p><u>22</u> 登録金融機関金融商品仲介行為(金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)をいう。)以下同じ。)に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した登録金融機関金融商品仲介行為を行うこと。</p> <p><u>23</u>～<u>29</u> (省 略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(事故連絡) 第 9 条 協会員は、その従業員又は従業員であった者（以下「従業員等」という。）に第 7 条各号及び外務員規則第 5 条に規定する行為又は従業員として遵守すべき法令等に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為（以下「事故」という。）のあったことが判明した場合は、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、直ちにその内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>2～3 （ 現行どおり ）</p> <p>（ 削 る ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p>(事故連絡) 第 9 条 協会員は、その従業員又は従業員であった者（以下「従業員等」という。）に第 7 条第 3 項各号及び外務員規則第 5 条に規定する行為又は従業員として遵守すべき法令等に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為（以下「事故」という。）のあったことが判明した場合は、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、直ちにその内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>2～3 （ 省 略 ）</p> <p>(電磁的方法による承諾) 第 18 条 <u>協会員は、第 7 条第 1 項及び第 3 項第 4 号に規定する書面による承諾に代えて、当該承諾を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該協会員は、書面により承諾したものとみなす。</u></p>

**「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」の
一部改正について（案）**

平成 29 年 5 月 17 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（社内規則の制定） 第 4 条 協会員は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>1 （ 現 行 ど お り ） （ 削 る ）</p> <p><u>2 売買等の手続に関する事項（他の協会員への発注に関する事項を含む。）</u></p> <p><u>3～4</u> （ 現 行 ど お り ）</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p>（社内規則の制定） 第 4 条 協会員は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>1 （ 省 略 ）</p> <p><u>2 口座開設手続に関する事項（会員に限る。）</u></p> <p>3 売買等の手続に関する事項</p> <p><u>4～5</u> （ 省 略 ）</p>

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 29 年 5 月 17 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（外務員の職務禁止措置）</p> <p>第 6 条 （ 現行どおり ）</p> <p>2～5 （ 現行どおり ）</p> <p>6 前各項は、外務員でない協会の役員又は従業員について準用する。この場合において、第 1 項中「外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「協会の役員又は従業員（協会の役員又は従業員であった者を含む。以下この条において同じ。）」と、「外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為」とあるのは「前条及び従業員規則第 7 条各号に規定する行為、同規則第 8 条に規定する不適切行為又は金融商品取引業者の役員若しくは従業員として遵守すべき法令等に違反する行為その他著しく不適当な行為」と、「当該外務員につき」とあるのは「当該役員又は従業員につき」と、第 3 項中「当該外務員が」とあるのは「当該役員又は従業員が」と読み替えるものとする。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p>（外務員の職務禁止措置）</p> <p>第 6 条 （ 省 略 ）</p> <p>2～5 （ 省 略 ）</p> <p>6 前各項は、外務員でない協会の役員又は従業員について準用する。この場合において、第 1 項中「外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「協会の役員又は従業員（協会の役員又は従業員であった者を含む。以下この条において同じ。）」と、「外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為」とあるのは「前条及び従業員規則第 7 条第 3 項各号に規定する行為、同規則第 8 条に規定する不適切行為又は金融商品取引業者の役員若しくは従業員として遵守すべき法令等に違反する行為その他著しく不適当な行為」と、「当該外務員につき」とあるのは「当該役員又は従業員につき」と、第 3 項中「当該外務員が」とあるのは「当該役員又は従業員が」と読み替えるものとする。</p>